

平成 年 月 日  
文 部 科 学 省  
初等中等教育局教職員課

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」に  
関する意見公募の結果について

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」について、平成27年10月28日から平成27年11月14日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計245件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

<意見の内訳>

研修	136 件
採用	13 件
養成（大学）	16 件
免許	49 件
全般（協議会、育成指標）	8 件
教職大学院	1 件
その他	22 件



「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申案)」に関する主な意見(ポイント)

### <研修>

- アクティブ・ラーニングの導入は、現職教員にとっては経験のない教育方法の導入ということになり、研修が必ず求められるが、現在の教員の多忙な状態にあって、さらに新たな研修を導入するのであれば、研修全体の見直しが必要となるのではないかな。
- ミドルリーダーという新たな役割が期待されるようになり、さらなる多忙化につながらないか懸念される。
- 十年経験者研修は、教員免許制導入の経緯や更新講習との関係から見直しが指摘されているが、教員の負担を軽減する具体策を検討すべき。
- 人的配置を含む教育条件整備が必要である。
- 校内研修は、教職員の自主性・主体性が尊重されるものとすべきである。
- 初任者研修は、研修期間の延長ではなく、初任者および指導にあたる教職員の負担とならないように見直すべきである。
- 教員研修計画による研修体制の強化は、研修に対する教員のモチベーションに必ずしもつながらないのではないかな。

### <採用>

- 講師などの非正規雇用者を優先的に採用にする制度の導入も検討すべきである。
- 教員採用は、多面的な選考方法、年齢制限の撤廃など、採用システムを見直すことが重要である。
- 教員採用試験の共通問題の作成・活用などは、画一的な採用につながらないようにする必要がある。また、教職課程が教員採用対策講座化しないか、どれだけ採用されたかの成果主義観を持たないか懸念される。

### <大学(養成)>

- 教員養成について、すべての学校教員が外国人児童生徒教育の意義と重要性、社会的必要性を認識できるように配慮が必要である。
- 学校インターンシップは大学院レベルで行う専門的訓練とすべきではないかな。

### <免許>

- 教員免許更新制は、学校現場の多忙化に拍車をかけている。また、費用負担が大きい。更新講習の位置づけを含め、研修体制の中で整理・統合することは喫緊の課題である。
- 特別免許状の活用は、安易に弾力化すべきではないのではないかな。
- 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の時間が全体からみて少なく、教科外が軽視されたように受け取られないようにする必要がある。
- 教職課程単位表において、特別活動に関する科目は必修扱いとすべきではないかな。おそらく、多くの大学では「道徳(特別活動を含む)の理論及び指導法」「総合的な学習の時間(特別活動を含む)の指導法」といった科目で触れるだけの内容となってしまう可能性が高いのではないかな。
- 「Lesson Study」の授業研究が成立するのは、その学級に「望ましい集団」が育っていることが前提である。また、アクティブ・ラーニングも学級や学校の中に「望ましい集団」が育っていなければ成立しない。その「望ましい集団」を実現させるのが特別活動である。
- 「日本語教育(日本語を母語としない児童生徒への対応として)」が充分に取り上げられていないことを考え、「国語科」とは別に「日本語」の指導能力を持つ教員を養成することが必要である。
- 「学校保健」の履修を必修化すべきではないかな。

### <全般（協議会、育成指標）>

○教員育成協議会（仮称）は、「おおむね都道府県，政令指定都市の教育委員会単位として組織するもの」とされ、設置主体は、「教育委員会（教員の任命権者）」とされている。基本的に、都道府県教育委員会（政令指定都市教育委員会）と域内の大学等の連携・協働を想定していると考えられるが、設置主体・構成及び権限・内容等について具体的に示していただきたい。

○教員育成指標は、画一的な教員養成・キャリアシステムにつながる懸念がある。

### <その他>

○アクティブ・ラーニングの重要性を説きすぎて、教育の質ではなく授業方法や技術を改善する方向に進んでしまうことが懸念されるのではないか。

○アクティブ・ラーニングは、十分な能力が備わっていない教師に取り組ませて負荷をかけることになるのではないか。

○ICTの活用は予算配分が必要であり、養成する大学側の環境整備も必要になる。

○「5. 今後の検討について」において、財源措置を確実にを行う旨を明記していただきたい。

○本答申案において対象としている教員は、「公教育を担う教員全体である（教育公務員特例法第二条一項(校長など)及び二条項(教頭・教諭・養護教諭など)に定める教諭)」と明記すべき。

○「チームとしての学校」の図の中に、養護教諭を含めるべき。

○養護教諭について、教育公務員特例法の規定において「教員」には含まれる（同法第2条第2項）が、「教諭等」には含まれていない（同法第12条）。初任者研修や十年経験者研修といった教諭の法定研修が養護教諭の研修にも位置づけられるような人員配置を含めた環境整備を進めていただきたい。